

遺言による寄付

遺贈をお考えの方へ



あなたの想いをかたちに

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会

ごあいさつ

日頃から、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会事業にご協力をいただいておりますこと、心よりお礼申し上げます。

近年「自分で築いた財産の一部を地域のために寄付したい」という相談や尊いお申し出が増えています。

ご自分の意志を社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信用できる団体に寄付したいという想いは共通しています。

このパンフレットは、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会(以下、曾於市社協という)の理念をご理解いただき、その活動を支援するために、曾於市社協に遺産を寄付したいとお考えの皆さんにご寄付の方法などをわかりやすくご説明するために作成いたしました。

ご一読いただき、「皆さまのまちの福祉のため」に、ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。



社会福祉協議会とは

地域で生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者が協力して、子どもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決を通して誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を進めています。

「社会福祉法」という法律の中で「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられている「公共性」「公益性」の高い民間の組織です。

曾於市社会福祉協議会

理 念

人と人とのつながりを大切に 地域と共に歩む

本会は理念の実現に向け、4つの基本方針を掲げています。

- 常に透明性と中立・公平性を確保し、情報公開と説明責任を果たし、地域に信頼される安定した組織経営を目指します。
- 校区社協を基盤に地域の関係機関・団体との連携強化を図り、住民主体の福祉コミュニティを目指します。
- 地域の課題解決を使命とし、柔軟性・即応性に富んだ社協らしいサービスの構築を目指します。
- 専門的力量を発揮し、サービスの質を高め、地域福祉を推進する中核的な組織の一員として強い使命感と誇りを持って行動します。

遺贈とは

遺言により、自分の築いた財産を特定の個人や団体に分けることを「遺贈」といいます。

この遺言による相続は、民法が定めている法定相続の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。

遺言書について

ご本人の思いをかなえるためにも遺言書をご用意ください。

遺言書には、2人以上の証人の立ち合いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言書」と遺言者が遺言内容の全文、作成日、氏名を自筆で書き、捺印した「自筆証書遺言書」があります。

遺言書の作成、保管は専門家・専門機関(弁護士、司法書士、公証人など)のアドバイスを受けられることをお勧めします。

遺言執行者について

財産を円滑に寄付するためには、財産の引き渡しや登記など、複雑な手続きをする遺言執行者をご指定いただくことが必要となります。

遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行います。

遺言執行者には、弁護士などの専門家や、信託銀行などの専門機関を選ばれる方が多いようです。

遺留分について

遺言書の内容に関わらず、民法には一定の相続人に最低限の遺産取得を保証する「遺留分制度」があります。

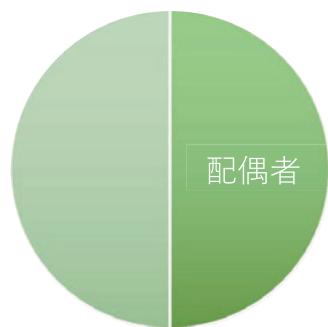
この遺留分をもつ人を遺留分権利者といいます。遺留分権利者の遺留分についてご理解いただき、配分については慎重にご検討ください。

【参考】 遺留分の範囲

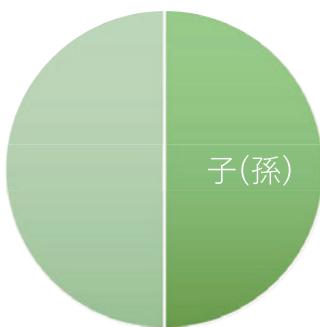
相続人が配偶者のみ

相続人が子(または孫)のみ

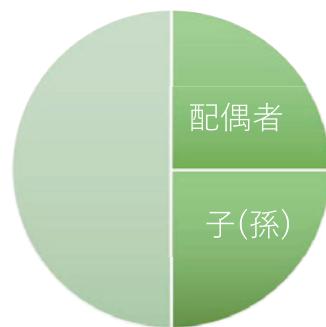
相続人が配偶者及び子(孫)



配偶者 1/2



子(孫) 1/2



配偶者 1/4、子(孫) 1/4

遺言によるご寄付の流れ(公正証書遺言の場合)

ご生前	遺贈の内容の決定 遺言執行者の決定	遺言の内容と遺贈先となる受遺者、遺言書の内容を実行する遺言執行者を決めてください。
	遺言書の作成	「専門家」に相談の上、法的に有効な遺言書を作成してください。
ご逝去後	遺言執行者へ ご逝去の連絡	ご家族や友人など通知人から、遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。
	遺言書の開示	遺言執行者から受遺者に連絡が届き、遺言の内容を受遺者が確認します。
	遺言執行と 財産の引き渡し	遺言執行者が遺言に基づき手続きを行い、指定の財産を受遺者に寄付します。
	受領証の発行	受遺者から遺言執行者あてに受領証を発行します。

本会への遺言による寄付をお考えの方へ

1 遺言書について

遺言書の種類には、「公正証書遺言書」と「自筆証書遺言書」などがありますが、形式の不備によるトラブルを避けるためにも、専門家（弁護士、司法書士、公証人など）にご相談いただいたうえで「公正証書遺言書」を作成されることをお願いしています。

2 遺贈先の名称について

財産の一部またはすべての財産受取人として、遺贈先に「社会福祉法人 曽於市社会福祉協議会」とお書きください。

3 遺留分について

遺言書によって、本会を受遺者と指定いただく場合には、遺留分に配慮してご指定いただくことをお勧めします。

4 現金以外の遺贈について

不動産や有価証券などの現金以外の財産をご寄付いただく場合は、遺産を有効に活用するため、換価処分(現金化)してご寄付くださいますようお願いいたします。

ご不明な点がありましたら遠慮なくお尋ねください。

あなたの想いがかたちになります。

いただいた寄付は、曾於市社協の活動に活かされます。

総合相談窓口 ～どこへ相談していいかわからないときは社協へ～

地域で暮らしていく上で生じる様々な問題は複雑に重なり合い、「誰に相談したらいいかわからない」「解決の糸口が見つからない」ということがよくあります。

曾於市社協では多様な相談・支援機能と地域のネットワークを活かして、暮らしや地域の困りごとに総合的に対応しています。



みんなが支え合う福祉のまちづくりの応援



地域福祉課題解決のための福祉サービスの推進・支援をしています。

曾於市内26校区社会福祉協議会を基盤とした小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロン活動など身近な生活圏域における助け合いの仕組みづくりに向けた提言や推進をしています。

また、地域福祉を推進するに当たってはプラットフォームとしての役割を果たし、住民、当事者、社会福祉事業関係者ばかりでなく異業種とも連携して福祉課題の解決に取り組んでいます。

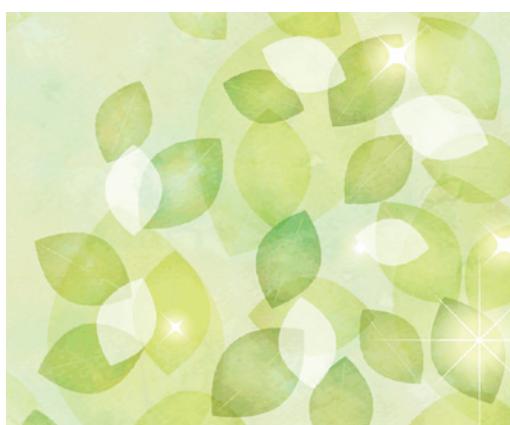
一人ひとりの権利擁護支援 ～地域での“安心した”暮らしのお手伝い～

権利擁護センターを設置し、高齢者や障がい者等で判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを送ることができるよう、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）を活用し、金銭管理や福祉サービスの利用、契約行為などに関する必要な支援を行っています。

共に生きる社会にむけて、福祉の心を育みます

ボランティア・市民活動センターとして、登録、更新、斡旋、相談等ボランティア活動のコーディネートを行い、学校や地域の団体等と協働で福祉教育に取り組んでいます。

また、有事に備えて災害ボランティアセンターの体制を整備し、ボランティア活動全般の推進と情報の発信を行います。



■ お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 曽於市社会福祉協議会

〒899-4101 鹿児島県曾於市財部町南俣 504 番地 1

TEL 0986-72-0460 / FAX 0986-72-0425

E-mail sohokubu-shakyo@dream.ocn.ne.jp



曾於市社会福祉協議会